

# 令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

## 令和8年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針 .....	1
沿革 .....	2
令和8年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画 .....	3
法人本部（事務局）・総務部総務課 .....	5
各務原市福祉の里児童発達支援センター .....	9
発達支援・訓練・家族支援（たんぽぽ・つくし・さくら） .....	12
発達の入り口相談（わかば） .....	17
相談支援事業（どんぐり） .....	18
地域支援 .....	18
保育所等訪問支援事業（ひまわり） .....	19
各務原市福祉の里生活介護事業所（あすなろ・ほぷら） .....	20
各務原市就労継続支援B型事業所（虹 to 友愛（旧虹の家・友愛の家）） .....	23
各務原市基幹相談支援センター（すまいる） .....	25
各務原市福祉の里支援センター .....	28
令和8年度年間行事計画 .....	29

## 各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

### <基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

### <基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

### <ロゴマーク>



## 社会福祉法人各務原市社会福祉事業団（沿革）

平成 8年10月	各務原市社会福祉事業団 設立
平成 9年 4月	福祉の里あすなろ（知的障害者更生施設） 福祉の里ほぷら（障害者デイサービス） 福祉の里さくら（リハビリセンター） 開所
平成10年 4月	福祉の里つくし（知的障害児通園施設） 福祉の里たんぽぽ（肢体不自由児通園施設） 開所
平成11年 4月	心身障害者小規模授産所 虹の家 受託
平成16年 4月	高齢者生きがいセンター稲田園 受託
11月	心身障害者小規模授産所 友愛の家 受託
平成18年	指定管理者制度への移行に伴い各務原市福祉の里の指定管理者となる
10月	福祉の里さくら（児童デイサービス） 開始
平成19年 4月	福祉の里ほぷら（生活介護・自立訓練（生活訓練）） 虹の家（就労継続支援（B型）） 友愛の家（自立訓練（生活訓練）） 開始
平成20年 4月	福祉の里あすなろ（生活介護） 虹の家・友愛の家（就労継続支援（B型）） 開始
平成22年 4月	福祉の里どんぐり（相談支援事業） 福祉の里ほぷら（自立訓練→地域活動支援センターに変更） （生活介護・地域活動支援センター）
平成24年 4月	福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター） 福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター） 福祉の里さくら（児童発達支援事業） 福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業） 開始
平成28年 4月	福祉の里ほぷら（地域活動支援センターを廃止） （生活介護）
平成29年 7月	基幹相談支援センターすまいる（各務原市役所内） 開始
平成30年 7月	保育所等訪問支援事業 開始
令和 6年 3月	高齢者生きがいセンター稲田園 閉園
令和 6年 4月	児童発達支援センター（つくし、たんぽぽ）の一元化 センター内に相談部開設 生活介護事業として「福祉の里あすなろ」と「福祉の里ほぷら」を一本化
令和 6年 7月	保護者相談「わかばのおへや」 開設
令和 7年 4月	児童発達支援センター内に地域支援部開設

# 令和8年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

## はじめに（事業方針）

各務原市社会福祉事業団は、各務原市の福祉政策を具現化する役割を担う法人として、平成8年10月に設立し、令和8年度で30年目となります。平成9年4月に福祉の里を開設して以来、国の法改正や地域のニーズ等により、事業種類の変更や新たな事業等を開設してきました。

現在は、「笑顔で 元気に 自分らしく」の基本理念のもと、指定管理及び委託元の各務原市と連携しながら、障がい児者を対象にした通所の福祉サービスと、相談を担う基幹相談支援センター及び相談支援事業を展開しています。

近年では、日本の人口減少と少子高齢化等による社会福祉法人を取り巻く環境が年々厳しくなっており、人材定着と人材確保が最重要課題となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、当法人は法人の方向性と存在意義を明確にし、職員がワンチームとして協力し合い福祉サービスを提供できる工夫と努力を一丸となって推進していきたいと思いをします。

### 【令和8年度の重点項目－変更、拡充等】

#### 1. 法人の方向性、存在意義の浸透

(1) 当法人として、あるべき方向性と存在意義を明確にした「パーパス・ビジョン・ミッション（令和7年度に作成）」を浸透させ、人材定着と人材確保に繋がります。

##### ○パーパス（存在意義、信念や志を表現するもの）

みんなが楽しく、自分らしい生き方ができる社会を実現します。

##### ○ビジョン（3年後のありたい姿）

- ・誰も（利用者、家族、職員）が「自分らしく」「楽しく」生きる環境を提供します。
- ・多職種が協力し合うチームアプローチで、利用者と家族に最適な支援を届けます。
- ・地域の誰もが「まずここに相談しよう」と思える、安心と信頼の相談拠点となります。

##### ○ミッション（ビジョンを実現するための3年間の行動指針）

- ・法人全体の共通目標項目…個別支援・チーム支援の深化、地域・家族との連携、チャレンジと成長、安心・安全・質の向上
- ・3年間の行動指針

	1年目	2年目	3年目
全体	基礎構築と行動様式の徹底	挑戦と組織力の向上	地域への展開と持続可能性の確立
施設	信頼と基盤をつくる	挑戦と成長を支える	地域とつながる開かれた支援

(2) 多様化する福祉ニーズや社会的変化等に対応した柔軟な支援内容を工夫します。

(3) 行政や他の関係機関とのより良い関係性に基づいた地域全体としての支援をこころがけます。

## 2. 児童発達支援センターの役割強化と体制の見直し

- ・「児童発達支援事業所」を「児童発達支援センター」に統合
- ・「相談支援事業所」を「児童発達支援センター」に位置付ける（1日定員 60名/日）
- ・母子通園のあり方、保護者支援の方法等を検討
- ・発達支援の入り口としての相談の拡充（公認心理師1名の増）
- ・外部（第三者）による評価委員会の開催（「中核機能強化加算」による収入の増）
- ・各務原市担当課等との定期的な打ち合わせを通じたインクルージョンの推進
- ・職員の働きやすい環境の整備（休憩時間の確保）
- ・人材育成、人材定着に向けた内部研修、ケース検討会議の実施

## 3. 生活介護事業所（あすなろグループ、ぽぷらグループ）

### ○1日定員の見直し

利用者の平均障害支援区分5以上に対する職員配置（3：1）に合致した利用定員にするため、令和7年度：80名/日→令和8年度：60名/日に変更

## 4. 就労継続支援B型事業所（虹と友愛）の移転に伴う変更等

\* 移転先：那加教育福祉複合センター（さくらスクエア）＜旧各務原特別支援学校＞

### ○変更点

- ・定員数の変更 35名/日→40名/日
- ・川島地区の利用者の送迎、及び福祉の里あすなろ巡回バス利用者のためのバス停の追加
- ・受託作業別部屋割り、作業方法の見直し
- ・体育館や運動場の利用による体力づくり、調理実習、畑作業など日課内容の変更
- ・同一建物と一緒にいる「中部学院大学」及び「あすなろ教室」との連携、合同イベントの実施

### ○**新**「就労選択支援事業」立ち上げに向けた準備

## 5. 実効性のある災害対策

- ・施設の事業継続計画（BCP）の浸透
- ・福祉避難所についての各務原市との連携

## 法人本部（事務局）・総務部総務課

法人本部としては、各部署の運営上の問題点や課題を把握し、改善のための策を講じるとともに基本理念等の周知や事業の方向性、全体的な事業計画を示し、職員研修の充実などによる人材育成、後継者育成等様々な課題に取り組んでいきます。また、虐待防止、権利擁護、安全対策や災害対策など、共通する課題をマネジメントしていきます。併せて、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

### 1. 内容

#### (1) 事業の方向性と存在意義の浸透

当法人として、あるべき方向性と存在意義を明確にした「パーパス・ビジョン・ミッション」を浸透させ、人材定着と人材確保に繋がります。

#### (2) 職員の働き方改革の推進

職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。

##### ・ハラスメント対応

相談できる仕組みを職員に周知

内部の相談窓口の他、外部の第三者機関による相談窓口（令和5年度設置）の周知

職員の意識向上のための個別の研修や指導

##### ・環境改善とメンタルヘルスのための職場アンケート（令和4年度開始）やストレスチェック等の実施

##### ・看護休暇や介護休暇制度、男性職員の育児休業制度（産後パパ育休：令和4年度開始）の推進等

#### (3) 人材育成

##### ・管理者等の部下育成能力の醸成（令和5年度から外部講師を招いての研修等）

フィードバック面接の充実、コミュニケーション力UP研修等の実施

##### ・ケース会議、勉強会等を通じた小集団のグループワークによる支援力UP研修

##### ・役職定年後の職員講師による内部研修（スキルの伝達）

##### ・新人職員へのメンター職員制度の実施（令和4年度開始）

##### ・職員の資格取得及び資質向上のための計画的な各種研修の実施

##### ・常務理事による全職員との面談

#### (4) 健康管理・衛生管理・感染症対策

##### ・栄養バランスを考慮した給食の提供

##### ・個々の状況に応じた刻み食などの調理形態への対応

##### ・言語聴覚士等の指導による誤嚥による事故防止

##### ・管理栄養士・施設職員・調理員等の情報共有のための「給食委員会」の定期的な開催

##### ・利用児・者・職員の健診等による健康管理、疾病の早期発見

（検診内容）

利用児：小児科診察、整形外科診察、歯科、耳鼻科、眼科

利用者：内科、精神科、歯科、耳鼻科の各検診、及び血液検査、尿検査、便検査

職員：定期健康診断及び便検査

##### ・「感染症対策委員会」の開催、及び感染症対策の研修の実施

## (5) 安全管理対策

- ・児童発達支援センターの「安全計画」に基づいた定期的な研修や訓練の実施
- ・総務課職員による月1回の巡回指導の実施（常時の設備器具の点検と環境整備）
- ・事故発生時の「事故発生時マニュアル」（事業団共通）に基づいた速やかな対応（安全確保、保護者への連絡、各務原市や岐阜地域福祉事務所への報告、保険対応等）
- ・事故リスクに対応するための定期的なマニュアルの見直し
- ・各部署からの毎月の「事故・ヒヤリ報告」に基づいた定期的な「事故検証委員会」の開催
- ・各務原市消防署の協力による救急救命講習（AEDの使用方法等）の実施
- ・外部講師による安全衛生研修の実施
- ・新職員の「労務災害対策委員会」の設置

## (6) 利用者の権利擁護（虐待防止・身体拘束適正化）

「虐待防止委員会及び身体的拘束適正化検討委員会」（令和5年度「身体的拘束適正化検討委員会」設置の義務化）の充実

- ・各施設からの毎月の報告書「虐待のヒヤリハット」に基づいた虐待防止のための環境整備やより良い支援方法の検討
- ・「身体的拘束の適正化指針」に基づく身体拘束の適正化と身体拘束の廃止に向けた検討
- ・自分のメンタルと職場環境についてのセルフチェックの実施と施設管理者による検証

## (7) 苦情・要望対応（利用者の権利擁護と福祉サービスの快適な利用を支援）

- ・苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
- ・苦情解決のための第三者委員（2名）の設置
- ・各施設における苦情内容等の確認・記録・把握と、事業団内の苦情対応マニュアルに沿った組織での素早い対応（苦情解決責任者及び第三者委員への報告等、適切な対応）
- ・苦情解決責任者及び苦情解決責任者による第三者委員会の開催

## (8) 災害対策

- ・職員の気づきを高めるための「災害対策ワークショップ」の開催
- ・施設の事業継続計画（BCP）（令和6年度に義務化）作成後の「見えるマニュアル」化
- ・ハザードマップによる多様な災害（建物火災、山火事、地震、土砂災害等）を想定した避難訓練の計画と実施
- ・福祉避難所についての各務原市との連携（受け入れ人数、必要な道具、飲料水、非常食、トイレ等について）

## (9) 防犯対策

- ・出入口施錠と監視カメラの設置
- ・各務原警察の巡回等による防犯の強化

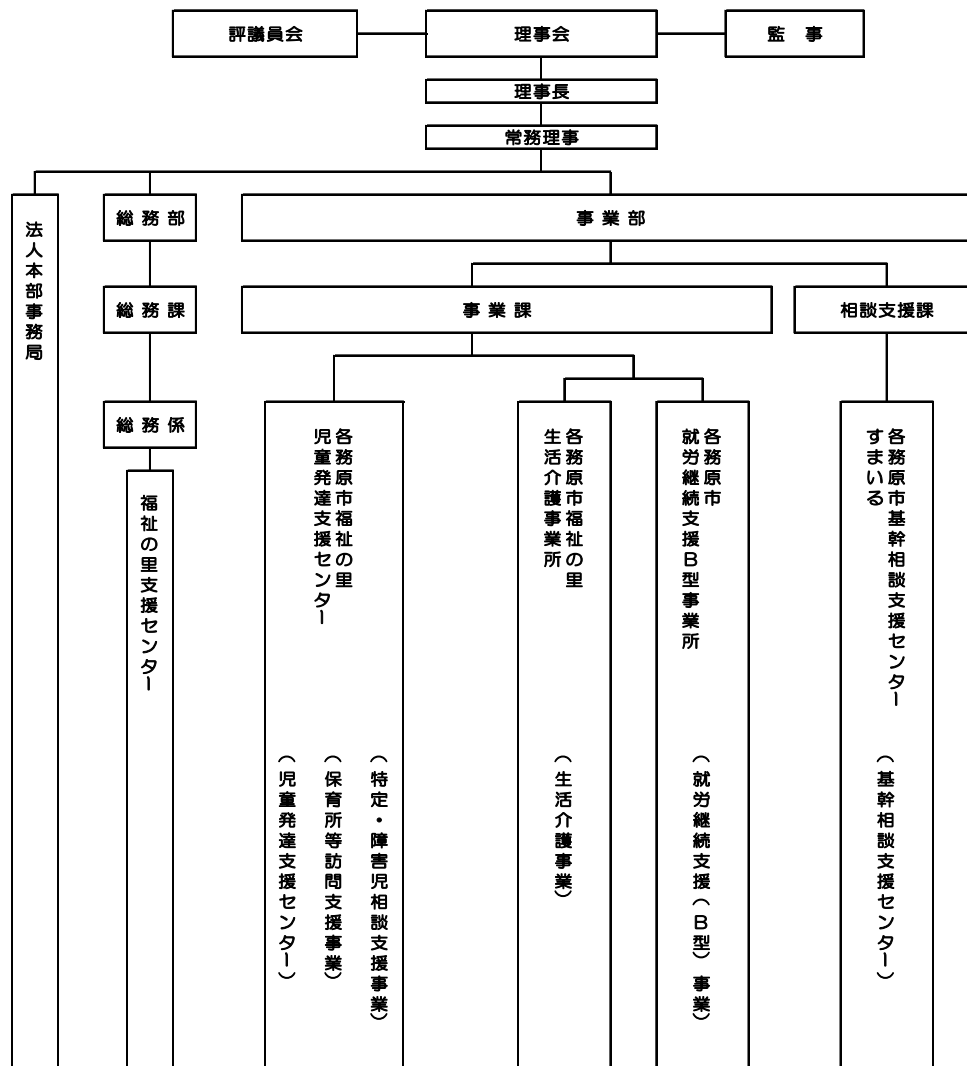
## (10) 他の社会福祉法人等との連携

- ・法人間の連携会議（各務原市社会福祉協議会主催）への参加、企画
- ・フェニックスグループとの連携（訓練士間の連携）
- ・各務原市立かかみがはら支援学校との連携（プール利用、訓練士の派遣等）

## (11) 理事会・評議員会の開催

予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催

## 2. 組織図



## 3. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	名称	種別	根拠法令	定員	経営の別
第一種社会福祉事業	各務原市福祉の里 児童発達支援センター	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター)	児童福祉法	60人	指定管理者制度による受託
		(保育所等訪問支援事業)		—	
	各務原市福祉の里 生活介護事業所	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	障害者総合支援法 児童福祉法	—	
		障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	障害者総合支援法	60人	
各務原市就労継続支援B型事業所 (虹と友爱(にじとゆうあい))	障害福祉サービス事業 (就労継続支援(B型)事業)	障害者総合支援法	40人	管理委託制度による受託	
公益事業	各務原市基幹相談支援センター (すまいる)	基幹相談支援センター	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター	支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託



# 各務原市福祉の里児童発達支援センター

## 1. 大切にしていきたいこと

- (1) 職員が笑顔で自分らしく仕事が続けられる環境を整えます。
  - ・ 休憩時間の確保
  - ・ 一人ひとりの意見が反映される会議の工夫
  - ・ 職員間の連携、情報の共有
- (2) 職員が支援の質を高め、各務原市事業に参画できる人材の育成を行います。
  - ・ ケース会議（小グループによる情報共有）によるスキルアップ
  - ・ 内部講師、外部講師による内部研修の充実
- (3) 各務原市の障がい児の現状に即して、児童発達支援センターとしての役割を果たせるよう、また児童発達支援センターとしてできる事業を、5年後を見据えて展開していきます。
  - ・ 各務原市障がい者地域支援協議会への参画
  - ・ かかみがはら支援学校との連携
  - ・ 各務原市事業等（すすく応援隊事業、ことばの相談）への参画
  - ・ 各務原市担当課（社会福祉課・こども家庭センター・こども政策課・学校教育課）との定期的な打ち合わせ

## 2. 変更点

### ○組織変更

- (1) 「児童発達支援事業所（旧さくら）」を「児童発達支援センター」に統合

#### 【理由、メリット】

#### ① 児童発達支援センター（センター）の利用形態の多様化

- ・ 以前のセンター…ほとんどセンターのみの利用（毎日利用型）
- ・ ここ2～3年のセンター…令和6年度から福祉型と医療型を一元化  
保育園や幼稚園等に在籍しながらの併行利用の子が増えて、週1日利用～週5日利用と様々な利用形態となってきた。

※児童発達支援事業形態は、保育園や幼稚園等に在籍しながら週1日時間単位での利用型

#### ② 未満児～年長、就学につながる支援を一貫してできる

統合してセンター1ヶ所になることで、利用児の特性やニーズに併せた支援形態が、柔軟に展開でき、未満児から年長、就学につながる支援を一貫して行うことができる。

#### ③ 保育所、幼稚園等との連携がスムーズにできる

センターでは、就園に向けて全体交流や個別交流を実施しているが、すでに保育園や幼稚園等に在籍した上で、利用する子もいる。この子たちについては、児童発達支援事業所が園訪問して連携することと同じ方法を取っている。同一の保育園等にセンターとして訪問した方が情報共有しやすい。

#### ④ 就学に向けた年長児への支援を統一してできる

就学相談について、それぞれの事業所で別々にするより、同一の目的で連携して実施した方が、情報に違いが無くなる。

#### ⑤ センターから事業所に移行する場合の手続きの省略化（保護者の手続き負担の軽減）

現在、福祉の里児童発達支援センターから福祉の里児童発達支援事業所に移行する場合、同じ福祉の里内の事業所であるにもかかわらず、事業形態が違う理由で新たな契約手続き等が必要で、保護者の負担となっている。その手続きの負担も軽減できる。

※ 国の方針では、児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所を利用することも、保育園や幼稚園等に在籍するインクルーシブに繋がる方向が示されているため、将来的には、当センターに在籍する全ての子が地域等の保育所等に在籍できればと願っています。

## (2)「相談支援事業所」を「児童発達支援センター」に位置付ける

児童発達支援センターの「中核機能強化加算」の条件の一つに「障害児相談支援事業者の指定を受けた上で、障がい児相談を行うこと、また、地域の障がい児及び家族に対し早期の相談支援を行う等して、発達支援の入り口としての相談機能を果たす体制にあること。」とあるため、現在、独立している「福祉の里相談支援事業所」を「福祉の里児童発達支援センター」内に位置づけます。

## ○外部評価の導入

これまで1年に1回以上、保護者アンケートや職員の自己評価を実施していましたが、新たに、児童発達支援センターに特化した外部評価を導入します。

## 3. 支援について

乳幼児期は、障がいの有無に関わらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期なので、安全で安心して過ごすことができる居場所を提供し、生涯にわたるウェルビーイング(心身ともに良好で社会的に満たされた幸福感や充実感を含む状態)の基礎を培うため、以下を目標として支援していきます。(国の「児童発達支援ガイドライン」より抜粋)

### (1) 愛着形成と育ちの充実

障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ることで、安定した愛着を形成していくことや将来のこどもの発達・成長を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援します。

### (2) 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことで、こどもの暮らしや育ちを支援します。

### (3) こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、幼稚園、こども園等との併行通園や移行を推進していくことで、地域において共に成長できるよう支援します。

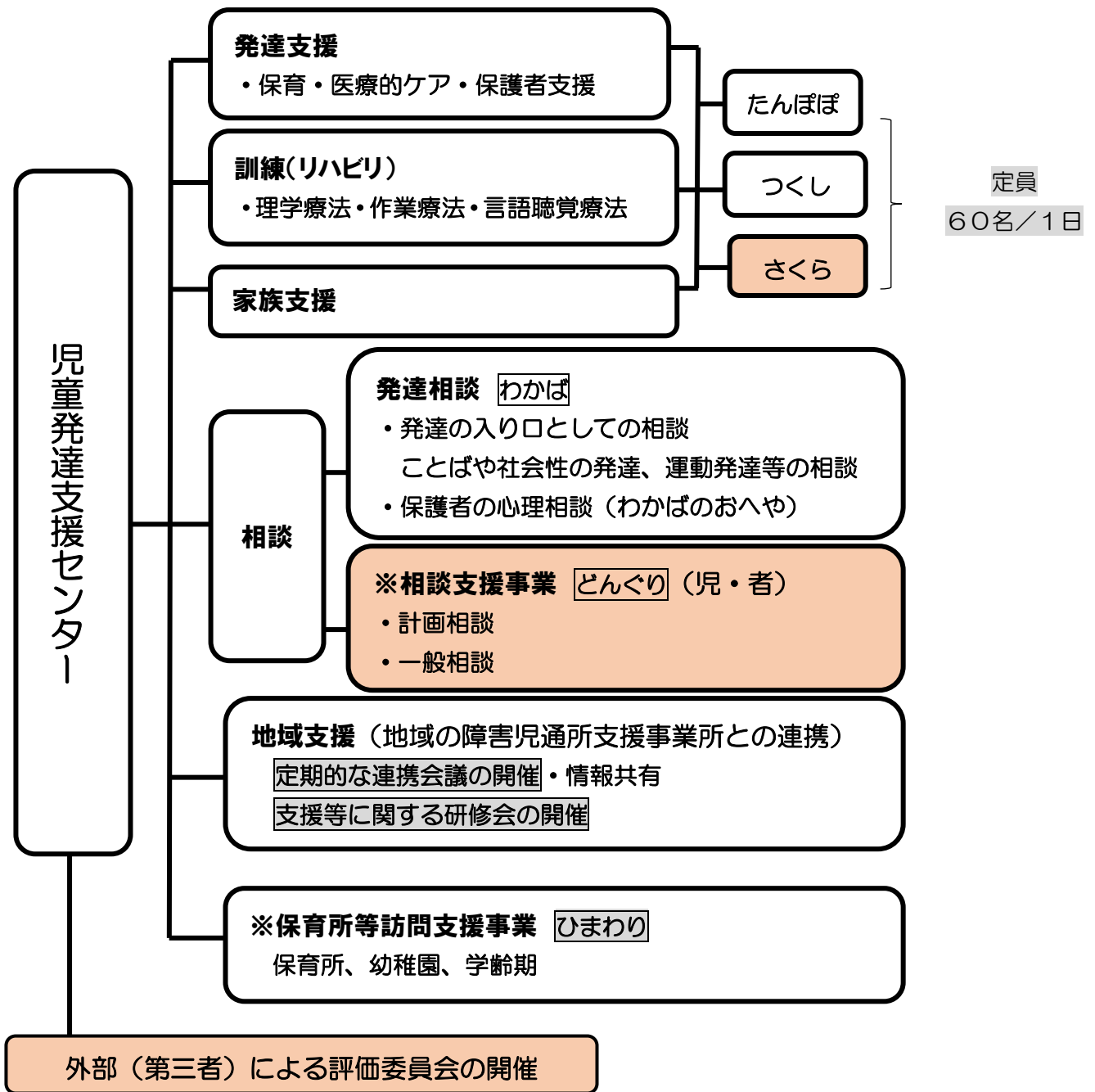
### (4) 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供できる基盤をつくるため、地域の関係機関や他の事業所等と連携を深めます。

## 4. 中核的役割としての4つの機能を推進

- (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援
- (2) 市内の障害児通所支援事業所に対する助言・援助
- (3) 地域のインクルージョンの推進(インクルーシブな保育の推進)
- (4) 発達の入り口としての相談

【イメージ図】



【職員配置】

管理者（センター長）、副管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、訓練士（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士）、看護師、専任の相談支援員（公認心理師）、地域支援コーディネーター、管理栄養士、事務員、バス運転士（総務）

※相談支援事業…管理者、相談支援専門員

※保育所等訪問支援事業…管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員

## 発達支援・訓練・家族支援（たんぽぽ・つくし・さくら）定員60名

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られる、または、運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点にたった保育を中心に必要に応じて理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

【対象児】 ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られたりする、又は運動発達や医療的ケア等に支援が必要な、通所受給者証の交付を受けた就学前の乳幼児

【定員】 60名/日

### 1. 支援内容（5領域の支援プログラム）

#### （1）「健康・生活」

健康状態を把握し、維持・改善するとともに、生活リズムを整え、睡眠、食事、排泄等の生活に必要な基本的技能が身に着けられるように支援します。

##### ○健康状態の維持・改善

- ・健康状態の把握と対応

意思表示が難しい子どもたちの小さなサインから心身の変化に気づけるよう支援します。

##### ○生活習慣や生活リズムの形成

- ・決まった時間に通所することで生活リズムを整えていきます。
- ・歯磨きや手洗いなど衛生面が習慣になるように促します。
- ・一人一人に合わせた食形態を提供し、色々なものを主体的に食べる経験を通し、偏食を和らげ、口腔機能を高めるとともに、楽しく食事ができるよう支援します。

##### ○基本的な生活スキルの獲得

- ・生活に必要な基本的技能の獲得

食事・排泄・着替えなど自分の身の周りのことを、自分でできるように、生活の場面における環境の工夫をしながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をします。

- ・構造化等による生活環境の調整

生活の中で、様々な遊びを通した学びが促進されるよう環境を整えます。また、障がいの特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化します。

- ・医療的ケア児への適切なケアの実施

適切な医療的ケアの実施と環境整備を行います。

#### （2）「運動・感覚」

自分の体の感覚をしっかりと感じ取り、姿勢を保持し、必要な動作姿勢が取れるよう支援します。また、姿勢保持具などを適切に使用して、様々な活動に、楽しく主体的に参加できるよう支援します。

##### ○保有する感覚の活用

遊びを通して、幼児期に大切な、触覚・固有覚（運動感覚）・前庭覚（バランス感覚）を育てていきます。

##### ○感覚の特性への対応

感覚受容に過敏さなどの特性があっても、安心して活動に参加できるよう環境調整をします。

##### ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

粗大運動を通して姿勢保持や体幹を育て、日々の生活や手指を使った遊びを通して巧緻性を高めます。

### (3)「認知・行動」

視覚、聴覚、触覚等の感覚を使い、周りの物事を理解する認知機能の発達を促します。周りの情報を理解し整理して状況に応じた行動につなげることや、物の機能や概念（形・色・大きさ・重さ・数量など）の理解を育てます。

#### ○適切な認知と適切な行動の習得

生活場面や様々な感覚遊びを通して物の機能や概念などを認知する力を育てていきます。

#### ○行動障がいへの予防及び対応

過敏さがあったり運動に制限があるなどで自ら探索行動を起こしにくい子どもには、個々の特性に応じて環境調整し、適切な探索行動ができるよう支援します。

### (4)「言語・コミュニケーション」

人に伝えたい気持ちを育て、こどもの発達段階や発達特性に応じたコミュニケーションの方法が獲得できるように支援します。

#### ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

遊びを通して人と同じものに注目したり楽しさを共感したりして、共同注意や三項関係を育てます。

#### ○言語の形成と活用

毎日の繰り返しの中でわかることばを増やし、指示に応じてできることを増やしていきます。

#### ○コミュニケーション手段の選択と活用

理解の手がかりとなる視覚支援（物の提示、指差し、写真や絵カード、文字など）を活用し、意思表示するためのコミュニケーション手段を獲得できるように支援します。

### (5)「人間関係・社会性」

身近な人との愛着関係を基盤として、楽しい遊びを通し、周囲の人と安定した関係を形成できるよう、また、集団活動への参加を通して、互いの存在を認め合いながら仲間作りにつながるよう支援します。

#### ○愛着形成と安定

感情をコントロールし自分の気持ちに折り合いをつけられるように、大人が「安心の基地」の役割を果たせるよう支援します。

#### ○遊びを通した社会性の促進と仲間づくり

楽しい遊びを通し、模倣、やりとり、順番などのルールの理解、役割を演じるごっこあそびなど、発達段階に応じた遊びを通して、社会性の発達を支援します。また、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援します。

## 2. 支援方法

### ★発達支援（たんぽぽ・つくし）

#### （1）年齢や発達特性に応じたクラス別保育

たんぽぽ	クラス	たんぽぽ1 (肢体不自由等) (0才～年長)	たんぽぽ2 (3歳未満児)	
	利用児数 (職員数)	6人 (2人)	週3回利用 8人 (2人)	週1回利用 7人 (2人)
つくし	クラス	つくし1 (年少)	つくし2 (年中・年長)	
	利用児数 (職員数)	8人 (3人)	11人 (5人)	

- ・「たんぽぽ2」3歳未満児クラスの親子療育を充実させます。(未満児は基本的に親子通園)
- ・「つくし1」年少クラスについては、前半は親子通園で開始し、年度途中から毎日単独通園にしていき、代わりに保護者支援として、ペアレントトレーニングや保護者勉強会、定期的な相談会を充実させます。
- ・「つくし2」年中・年長クラスは、令和7年度の2クラスから1クラスに変更し、活動内容に応じて2クラスや個別クラスを設けたりして、柔軟な対応ができるようにします。

#### 【週予定表】

	月曜日～金曜日	
対象児	3歳未満児	年少以上 ※水曜日の午後は 降園
9:30頃～	○登園 (健康チェック・身支度・排泄)	
10:00	○朝の会 午前の主活動	
11:30	○給食・自由遊び	
12:40頃	○降園	○自由遊び
13:00		○午後の主活動
14:00		○おやつ
14:45		○降園

- 外部講師による音楽療法 (ドラムサークル)
- 送迎サービス  
通園バスによる最寄りの  
ステーションまでの送迎

#### （2）看護師等による健康管理等

- 医療的ケア
  - ・医療的ケアの必要な利用児への看護師による医療的ケア、及び環境や体制の整備
- 健康管理
  - ・感染症等の予防
  - ・個々の状況に応じた刻み食などの調理形態への対応
  - ・言語聴覚士等の指導による誤嚥による事故防止
  - ・定期健康診断 (小児科、整形外科、歯科、耳鼻科、眼科)
- 看護師会の開催 (情報共有、連携)

### (3) 移行支援（インクルージョンの推進）

保育園や幼稚園等への就園移行を積極的に行います。

#### 【実施方法】

- ・全体交流保育（施設、クラス単位で交流）
- ・個別交流（年少以上の希望者が保育所等で交流）
- ・就園に向けた個別交流
- ・併行通園で保育所等と併行利用しているこどもの併行利用先である保育所、幼稚園、こども園等を訪問し、こどもの様子を把握したり、職員間での情報共有等をして連携します。
- ・事業所同士の連携、就園・就学先と引継ぎをし、途切れのない支援に努めます。

#### <参考>

※近年の当センターの利用方法については、働く親の増加やインクルージョンの推進等によって、他の事業所や幼稚園等との併行利用が増加傾向にあり、支給量にもよりますが、センターの利用日数が個別に違う等、多様化しています。

#### 《利用形態》

- ① センターのみを利用（減少傾向）
- ② 幼稚園との併行利用（増加傾向）
- ③ 他の児童発達支援事業所等との併行利用
- ④ 他の児童発達支援事業所等、及び保育所、幼稚園、こども園との併行利用
- ⑤ 訓練のみを利用

## ★発達支援（さくら）【令和8年度から児童発達支援センターに位置付ける】

### (1) 保育

保育所・幼稚園・こども園に在籍している社会性の発達等が気がかりな就学前の年少以上（おおむね3歳以上）の通所受給者証の給付を受けた幼児（※保育園、幼稚園に在籍の無い年少以上の子も対象）に対して、週1回～月2回程度、支援目標及び発達検査の結果や小児科診察の所見等も参考に、子どもの状態とニーズに合わせた個別又はグループ別の支援を提供します。（※原則、全員が家族と一緒にの利用（必要に応じて送迎バスを利用）11月からは年長グループを開設し、就学に向けた支援を強化します。

#### 【週予定表】（1日4コマ→3コマに変更、2コマ目の活用）

曜日	月曜日				火曜日				水曜日			
9:00~ 10:15		1 (1)		2 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
10:25~ 11:25	・つくし・たんぼぼフロアへの応援（交代制） ・利用児のきょうだいの託児 ・書類作成等											
13:45~ 15:00	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)			1 (1)	・親子遊びデイ（月2回） ・11月～年長グループ開設 曜日固定で各回5名 （予約制）			
15:10~ 16:25	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (1)				

曜日	木曜日				金曜日			
9:00~ 10:15	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)		1 (1)
10:25~ 11:25	・つくし・たんぼぼフロアへの応援（交代制） ・利用児のきょうだいの託児 ・書類作成等							
13:45~ 15:00			1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
15:10~ 16:25	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	

## (2) 地域支援（園との連携・就学支援）

- ・園訪問を通して、子どもの姿について担任と共通理解を図ると共に、園でできる支援について具体的に提案し、集団生活で発達が保障されるようにします。⇒インクルージョンの推進
- ・市教育委員会と連携して、安心して小学校への就学を迎えられるように支援します。
- ・利用を終了し就学後も、学校生活での困り感について、学校から相談があった場合は、必要に応じて小学校を訪問し、学校職員と支援方法を共有する等します。

## ★訓練（たんぽぽ、つくし、さくら）

訓練士による専門的支援は、市内の他の児童発達支援事業所には無い当センターの強みで、病院での訓練よりハードルが低く、市内の障がい児がサービスとして利用できます。

- (1) 訓練内容 ST（言語聴覚士）による言語聴覚療法・摂食機能療法  
OT（作業療法士）による作業療法・摂食機能療法  
PT（理学療法士）による理学療法・摂食機能療法
- (2) 実施形態 個別リハビリ+集団保育支援（たんぽぽ、つくし）  
訓練のみの対象児（たんぽぽ、つくし、さくら）
- (3) 外部講師のOT（作業療法士）によるアドバイザー支援
- (4) 各務原市立かかみがはら支援学校への訓練士の派遣
- (5) フェニックス（当事業団と令和4年4月に事業締結）との訓練士連携
- (6) 訓練士会の開催（情報共有、連携）月1回

### 【訓練の日程表】

時間	月曜日～金曜日
9:00	理学療法
9:55	作業療法
10:50	言語聴覚療法
13:00	年齢などに合わせて週1回～月1回（1回40分）
13:55	
14:50	訓練のみのお子さんや、構音の指導が対象
15:45	
16:40	

※できるだけ希望に沿う形で支援を行います。

## ★家族支援（たんぽぽ・つくし・さくら）

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実に繋がります。そのため、家族と日頃から信頼関係を構築し、障がいの特性に配慮しつつ、様々な情報や出来事で揺れ動く保護者に寄り添いながら支援を行います。

### 【実施内容】

- ・3歳未満児クラス（たんぽぽ）は基本的に親子通園とし、親子療育を充実させます。
- ・保護者を対象に、ニーズに沿ったテーマ（発達や子育て、就園、就学等）で、勉強会やペアレントトレーニングを充実させます。
- ・家族の悩み、困り感等の日々の相談に寄り添います。

- ・保護者自身の精神的な状態、強い不安感、家族関係の課題等に対応できる保護者相談窓口として、センター内の相談部に開設した「わかばのおへや」（公認心理師によるカウンセリング）や「各務原市こども家庭センター」を紹介します。
- ・家族からの虐待の疑いがあった場合は、「各務原市こども家庭センター」に連絡し、必要に応じて、児童相談所とも連携を図ります。
- ・親子あそびデイを下記の目的で行います（さくら）。
  - 目的…親子の関わり方の支援・気持ちの共有、保護者の子育ての不安や悩みの軽減
  - 内容…保護者も一緒に活動に参加して、年齢や発達の違うグループでの遊びや活動を通して、職員のアドバイスにより、良いところを見つけたり、関わり方を学んだりする（1時間30分）。
  - その後、子どもと離れて、職員と保護者でふり返しを行う（30分）。
  - 対象者…福祉の里児童発達支援事業（旧さくら）利用の限定10組の親子（希望者）
  - 開催日程…月2回、水曜日の午後
- ・保護者が子どもの特徴を理解し子育てへの不安や悩みが軽減される目的の保護者勉強会を開催します。
- ・吃音の子どもを持つ親子や地域の小学校教諭との交流の場として {吃音のつどい} を実施します。
- ・その他、発達相談会、発達検査、小児科診察を実施します。

## 発達の入相談（わかば）

公認心理師を中心に、発達の入り口としての相談及び保護者の悩みの相談に対応します。

### （1）本人支援—発達の入り口としての相談—（継続して相談するケースを含む）

- 相談内容
  - ・発達相談
  - ・発達検査
  - ・構音の相談
  - ・吃音の相談
  - ・運動発達の相談
  - ・摂食に関する相談

### （2）保護者のカウンセリング（わかばのおへや）

- 相談内容
  - ・子育ての悩み
  - ・保護者自身の精神的な状態、強い不安感
  - ・家族関係の課題等
- 電話等での申し込み【予約制】
- 相談対応時間
  - 9：00～16：00（一人約50分程度）

## **相談支援事業（どんぐり）【令和8年度から児童発達支援センターに位置付ける】**

障がい児者とその家族の思いに寄り添い、その人が希望する生活が送れるように福祉サービスを調整する等の相談支援を行います。将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安が軽減されるよう支援します。また、障害児支援利用計画等の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるようにし、継続的にモニタリングを行う中で相談児者のよりよい暮らしを支援します。さらに、相談支援を通して気づいた地域での課題を各務原市障がい者地域支援協議会に提案し、社会資源の開拓に努めます。

**【対象】** 各務原市在住の知的、身体障がい児者、重症心身障がい児者、発達障がい児者等とその家族、関係者

### **【支援内容】**

#### **○計画相談**

福祉サービスを利用する障がい児者に対して、ニーズに応じた福祉サービスが利用できるようサービス提供事業所等と連携を図りながら、「サービス等利用計画書」及び「障害児支援利用計画書」を作成します。また、モニタリングを行い、サービスが適切に実施されているかを確認し、必要に応じ担当者会議を開催するなどして計画相談の充実に努めます。

主に市内の未就学児(乳幼児)から小学生低学年までを対象とした計画相談ができるようにし、セルフプランの減少に寄与します。

#### **○一般相談**

障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

#### **○関係機関との連携による個別支援会議の開催、及びサービスの調整**

関係機関と連携しながら、本人、家族のニーズに応じたサービスを調整し、また困難な課題に直面している困難事例のケース（要保護児童対策協議会対象の利用児、重症心身障がい児、医療的ケア児等や情報共有が必要なケース）については個別支援会議を開催し、他機関と共通理解と連携を図りながら、支援の方向性や暮らしをマネジメントしていきます。

#### **○障がい者地域支援協議会への参加と提言**

相談支援を通して浮かび上がった課題等について、その内容を各務原市障がい者地域支援協議会に提案することで、社会資源の開拓に努めます。

## **地域支援（市内の障害児通所事業所に対する助言・援助等）**

各務原市内の障害児通所事業所からの支援の相談に応じたり、事業所間の連携を深める為の企画等を通じたりしながら、地域全体の障害児支援のスキルアップに貢献します。

### **【内容】**

- ・他事業所職員からの相談対応、連携
- ・事業所向けの研修等の企画・開催
- ・各務原市障がい者地域支援協議会への参画

## 各務原市福祉の里児童発達支援センター（保育所等訪問支援事業（ひまわり））

集団適応に支援を要するこどもがいる保育所、幼稚園、こども園、小学校等を訪問し、本人への支援の他、保育所・幼稚園、学校等の職員と共に、その子への支援等を考え、その特性に対応した集団生活の環境調整や活動の手順等を支援し、地域のインクルージョンを推進します。

### 【対象児】

保育所、幼稚園、こども園、学校等に在籍し、集団適応のために専門的な支援を必要とする通所受給者証の交付を受けたこども

### 【重点的支援内容】

#### ○直接支援

保育や授業に入り、対象のこどもと関わりながらその場で支援を行います。

#### ○間接支援

担任の先生等と、こどもの状況、支援の方法などを共通理解します。また、家庭や事業所の状況についても情報共有に努めます。

#### ○保護者支援

毎回の支援記録を支援ノートで保護者に報告し、保護者には家庭での様子や困りごとを記入してもらい、家庭での関わり方について助言します。また、必要に応じて、発達検査をして発達を確認したり、三者懇談をするなどして課題や支援についての情報共有をします。

その他、必要に応じて、就学支援や児童発達支援事業の提案をしていきます。

#### ○関係機関との連携によるインクルーシブの推進

こどもが利用している児童発達支援事業所へ訪問し、必要に応じて相談支援事業所も交えた担当者会議を開いて、関係している医療機関などと連携するなどしてより良い支援に努めます。

## 各務原市福祉の里生活介護事業所（旧あすなろ・旧ぽぷら）定員60名

食事及び更衣、排泄、入浴等の支援、さらに、作業活動や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練やレクリエーションなどの活動を提供することで、安定した日常生活と社会参加ができるための支援を行います。

### 【対象者】

障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）のおおむね18歳以上の重度の知的障がい者、及び重症心身障がい者、重度身体障がい者で通所受給者証の給付を受けた者

### 【1日利用定員】

80名/日→60名/日に変更

※利用者の平均障害支援区分5以上に対する職員配置（3：1）に合致する1日利用定員にするため

### 【支援内容】

#### ■共通支援

#### ○日常生活の介助等と生活支援

- ・食事、排泄、着替え等の介助
- ・移動時の付き添い、見守りによる安全確保

#### ○健康管理

- ・一人ひとりへの健康チェック（毎日のバイタル測定など）
- ・てんかん発作対応等
- ・個別のニーズ（食形態、食具、姿勢、介助方法）に即した食事支援
- ・ウォーキング、野外散歩等の活動（体づくり）

#### ○レクリエーション、余暇活動、交流事業

- ・運動会・外出支援・カラオケ・絵本の読み聞かせ等
- ・地域のボランティア団体（生け花、フラダンス、人形劇、大正琴、門松作り、手品など）による創造的活動・鑑賞的活動と交流事業

#### ○入浴サービス

- ・家庭での入浴が困難な方を対象に家庭の状況や要望に合わせた利用（平均1人週1～2回）
- ・車いすごと入浴できる大型の特殊浴槽2台と、フラットな簡易浴槽1台を使って、障がいの特性に応じて、入浴時の姿勢をクッションで保持するなど安全安心な入浴サービスを実施します。
- ・看護師が、家族からの情報をもとに健康チェックをしたうえで入浴サービスを提供します。

#### ○将来の暮らしに向けた支援

- ・本人と家族に対し、グループホーム、ショートステイ、日中一時支援事業所の利用などの暮らしの選択肢が広がる情報提供を行います。
- ・グループホームへの入居等について日中支援型グループホームと連携しながら支援します。また、グループホームから当福祉の里生活介護事業所に通所できるための送迎などの配慮を行います。
- ・利用者が“より暮らしやすい環境”を目指すべく、年に数回、日中支援型グループホームと情報共有の場を設けます。（個別支援会議等も含む）

## ○意思決定支援

各活動において、自分で選ぶ場面を増やし、また、将来の暮らしの場所等も利用者本人の意思を尊重した支援をします。

## ○送迎サービス（運転士は委託業者、添乗は各施設職員）

《あすなるグループ》

- ・各務原市内を大型バス2台で各ステーションでの乗降による送迎（片道1時間20分程）  
稲羽・鵜沼コース、那加・蘇原コース（ステーションまでは、家族の送迎）
- ・グループホームへの送迎（運転士・添乗…施設職員）

《ぽぷらグループ》

- ・リフト付送迎車3台により、自宅までの送迎サービスを実施（片道1時間20分程）  
（一部グループホームへの送迎含む）

## ■あすなるグループのみの支援

### ○支援形態

3つのグループ別（はなまる、はーもにー、くれよん）活動

### ○作業支援

- ・作業に集中できるためのわかりやすい環境づくり（利用者の特性を活かした作業支援）
- ・受託作業による工賃の増額
- ・作品の販売機会の確保（福祉の里内の「きまぐれショップ」、市の事業等での販売、他事業所のマルシェ等への参加）

### ○アート、音楽活動支援（楽しむ、自己表現活動の提供）

- ・岐阜県教育文化財団（TASCぎふ）と連携し、利用者の自己表現としてのアート活動支援（自分らしさ、自信、生きがいを支援）。
- ・外部講師による音楽療法（ドラムサークル）

## ■ぽぷらグループのみの支援

### ○医療的ケア

看護師による、痰吸引、経管栄養、薬剤注入、吸入、モニター管理、褥瘡処置、バルーンカテーテル、膀胱留置カテーテル管理、導尿、経皮経管胆のうドレナージ等

### ○リハビリ（機能訓練、機能的訓練）

- ・理学療法士、作業療法士による機能訓練（1人月1～2回）。
- ・理学療法士、作業療法士からの指導に基づいた「ぽぷら」生活支援員の付き添いによる筋力トレーニング、歩行、マッサージ等
- ・「ふれあい体操」にて手足のマッサージを実施（重症心身障がい者対象）

## 【職員配置】

管理者、副管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、理学療法士（兼務）  
作業療法士（兼務）、送迎バス運転士（委託）

○週予定表

■あすなるグループ

時間	1階		2階	
	はなまるグループ		はーもにーグループ	くれよんグループ
9:20	福祉の里 到着 (大型バス)			
9:50	朝の会 今日一日のスケジュールの確認を行います			
10:30	アリーナウォーキング	作業 (自主製品)	作業 (自主製品)	
11:15	作業 (受託・自主製品)	*さをり織りなど アリーナウォーキング	*アクリルたわし など アリーナウォーキング	
11:30	給食の準備とトイレ休憩			
12:00	楽しい! 給食です			
13:00	給食の下膳と歯磨きとトイレ休憩 (食堂の掃除・お昼休憩)			
13:30	午後の活動です (余暇活動)			
14:30	・はなまるタイム など	・リラックスタイム など	・音楽鑑賞 など	
14:30	帰りの準備とトイレ休憩 (実績記録票の確認)			
15:00	帰りの会 ・明日のスケジュールの確認			
15:30	福祉の里 出発! (大型バス)			

■ほぶらグループ

ほぶらグループ	月	火	水	木	金
8:30~	送迎開始				
9:30~	健康チェック (体温、血圧測定等)・水分補給 入浴				
10:10~	朝の会 (今日の予定・今月の歌・今日の一言・みんなで体操)				
10:40~	午前の活動: 機能的訓練 (筋トレ・歩行・腹臥位・循環系促進等)				
11:45~	嚥下体操・昼食 (給食) (食事介助、必要に応じて摂食指導等) 口腔ケア・休憩				
13:30~	午後の活動: 創作活動 (壁面製作)・音楽活動・レクリエーション等				
14:30~	帰宅準備・水分補給・体温測定				
15:30~	送迎開始				

## 各務原市就労継続支援B型事業所（虹 to 友愛）定員40名

障がい者に対して、企業からの受託作業等を通して、働く習慣や職場への適応能力を身に付け、働く喜びを体感できる支援を行います。また、豊かな生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。

### 【対象者】

おおむね18歳以上の障がい者で、通所受給者証の給付を受けた者

### 【1日利用定員】

35名（虹の家20名、友愛の家15名）/日 → 40名（虹 to 友愛〔統合〕）/日

### 【事業所移転に伴う事業の見直し】

各務原市総合福祉会館内にあった「虹の家」と、川島健康福祉センター内にあった「友愛の家」が統合して、「那加教育福祉複合センターさくらスクエア（旧各務原特別支援学校）」に移転することで、下記の点を見直します。

- ・定員数の変更（令和7年度）35名/日→（令和8年度）40名/日  
現在の利用者は、知的障がいの方がほとんどであるが、移転先がバリアフリー等の配慮が多くあるため、身体障がいの方にも利用できるよう、1日の定員数を5名増。
- ・川島地区の利用者の送迎及び「福祉の里あすなろ巡回バス」利用者のためのバス停の追加等
- ・受託作業別部屋割り、作業方法の見直し
- ・体育館や運動場の利用による体力づくり、畑作業など日課内容の変更
- ・同一建物（さくらスクエア）内の「中部学院大学」及び「あすなろ教室」との連携、合同イベントの実施

### 【支援内容】

#### ○作業支援

- ・受託作業とオリジナル作品の製作（目標工賃…10,000円/月額）
- ・環境の構造化や作業治具を工夫
- ・自主製品の販売（地域のイベントや福祉ショップに出店する等して販売）

#### ○生活支援

- ・外出支援やレクリエーション等の行事を通して、公共交通機関の利用方法、買い物や余暇の過ごし方等を支援します。
- ・さくらスクエア体育館や運動場の利用による体力づくり、体力の維持・向上を図ります（朝のラジオ体操、ウォーキングなど）。
- ・さくらスクエアの畑を利用して、野菜や花などを栽培、収穫する楽しみを味わいます。
- ・さくらスクエアの調理室を利用して、調理実習を行います。
- ・日々の健康状態を把握し疾病などの予防と早期発見できるように支援します。

#### ○就労支援

- ・就労継続支援事業（A型）や一般就労に向けて、本人・家族の意向を踏まえながら、個々の特性に合わせた働くためのスキル向上の支援を行い、就労選択支援事業（※令和7年10月から開始された事業）に繋がります。

- ・工場の仕組みや生産ライン・働く人の様子を間近に見て、働くことへの興味・関心や意欲を育てる目的で、工場見学を実施します。

※3年後の「就労選択支援事業」（3年間以内で3名が雇用される）の立ち上げを目指した取組み

- ・就労選択支援事業立ち上げの準備委員を配置（他事業との兼務）
- ・配置基準の「就労選択支援員」の養成研修の受講
- ・利用者に対して、就労へのイメージ作り
- ・就労希望者との面談など

#### ○将来の暮らし支援

- ・住まいの場などへの関心が増えているため、近隣のグループホームや相談支援事業所と連携しながら利用者本人の意思決定支援を重視して情報の提供、または入居に繋げていきます。

#### ○地域交流

- ・近隣の民生委員児童委員協議会との交流会の実施  
（軽スポーツによる交流会：蘇原地区民児協、川島地区民児協）
- ・外部講師による音楽療法
- ・さくらスクエア（同一建物内）に入る“中部学院大学”及び“あすなろ教室”との連携、合同イベントの実施

#### 【週予定表】

時 間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9:15 ~ 9:25	朝の連絡会	朝の連絡会	朝の連絡会	朝の連絡会	朝の連絡会
9:25 ~ 9:35	移動(体育館へ)	移動(体育館へ)	移動(体育館へ)	移動(体育館へ)	移動(体育館へ)
9:35 ~ 9:50	体操(体育館)	体操(体育館)	体操(体育館)	体操(体育館)	体操(体育館)
9:50 ~ 10:00	移動	移動	移動	移動	移動
10:00 ~ 10:45	作業1	スポーツ (体育館)	作業1	作業1	作業1
10:45 ~ 11:00	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩
11:00 ~ 12:00	作業2	作業2	作業2	作業2	作業2
12:00 ~ 13:00	休憩 (給食)	休憩 (給食)	休憩 (給食)	休憩 (給食)	休憩 (給食)
13:00 ~ 13:50	作業3	作業3	作業3	作業3	作業3
13:50 ~ 14:05	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩
14:05 ~ 15:00	作業4 (掃除)	作業4 (掃除)	作業4 (掃除)	作業4 (掃除)	生活支援 (ADL/IADL/余暇/入浴) (掃除)
15:10 ~ 15:20	帰りの連絡会 (帰宅)	帰りの連絡会 (帰宅)	帰りの連絡会 (帰宅)	帰りの連絡会 (帰宅)	帰りの連絡会 (帰宅)

#### 【職員配置】

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員

## 各務原市基幹相談支援センター（すまいる）

障がい児者本人が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みを推進します。

### 【実施内容】

#### （１）総合的・専門的な相談支援

- ・こどもから大人までの3障がい（身体、知的、精神）及び発達障害、難病の方に対する総合的な相談
- ・他の適切な専門機関への紹介までの丁寧な支援
- ・相談者のニーズに合わせ、地域の関係機関と連携した専門的な相談
- ・複合的な問題を抱える相談について、課題を整理し、より適切な支援へ繋げる支援
- ・各務原市生活支援課・寄り添い支援係と連携し、支援ニーズへの対応に協力

#### （２）地域の相談支援体制の強化の取組

##### ・地域の相談支援事業者への指導・助言

各務原市内15箇所（令和8年3月1日現在）の相談支援事業所からの相談に応じ、本人の意思決定支援を踏まえた課題解決への指導・助言を行います。

##### ・相談支援事業者の人材育成支援

研修会や事例検討会、主任相談支援専門員と連携したスーパービジョンを企画・運営し、地域の相談支援従事者の人材を育成し、支援者全体のスキルアップを目指します。

#### （３）障がい者の権利擁護・虐待防止

- ・障がい者の虐待防止に向けて、市役所、支援施設、その他関係機関（権利擁護センター＜社会福祉協議会＞、こども家庭センター、生活支援課＜各務原市＞、警察等）と連携を密にしながらか対応します。
- ・虐待に関する通報があった場合、市担当課とともに、事案の実態把握と関係機関への情報提供を行い、障がい者の早期の権利擁護に努めます。
- ・障がい者虐待の防止に関する広報、啓発活動の場として、「権利擁護部会」（令和6年度設置）を（7）の「市障がい者地域支援協議会」の「専門部会」に位置付けて、市内主任相談支援専門員（現在市内に5名）と連携し、権利擁護、虐待、差別に関する研修を実施します。
- ・成年後見制度の利用が適当と思われるケースに関しても、関係機関（社会福祉協議会）と連携し、利用を促進していきます。

#### （４）地域移行・地域定着促進の取組

精神科病院の長期入院患者や施設入所の障がい者が、退院・退所後に地域の一員として安心して自分らしく暮らせるための体制整備を行います。

- ・「精神障がい者等地域包括ケアシステム検討会」（平成30年度設置）を「市障がい者地域支援協議会」の「定例会」に位置付けて開催
- ・関係機関による情報の共有
- ・入所施設からの退所希望者の把握
- ・退院後等で安定した生活を送っている事例を共有し、支援方法を検討

#### （５）医療的ケア児者への支援体制整備

医療的ケアの必要な障がい児者への支援体制の整備をします。

- ・「医療的ケア児等支援検討会」を「各務原市障がい者地域支援協議会」の「定例会」に位置付けて開催
- ・保護者や関係機関からの依頼による医療的ケア児のケース会議の開催等
- ・医療的ケア児等が地域で暮らすための課題の把握

## (6) 強度行動障がい児者への支援体制整備

行動障がいがある障がい児者への支援方法を検討し、児童期から行動障がいへの対応を行い、未学習、誤学習によって得られた行動を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう支援体制の整備をします。

- ・「強度行動障がい支援検討会（令和6年度設置）」を「市障がい者地域支援協議会」の「定例会」に位置付けて開催します。
- ・市内の行動障がいがある障がい者への支援を検討し、行動障がいが増減していった事例等を共有します。
- ・学齢期については、所属校、障害児通所施設、相談支援事業所等とともに、行動障がいがある児童の調査を行い、対応を考えていきます。

## (7) 市障がい者地域支援協議会の運営（事務局）

地域及び保健、医療、福祉、就労等の関係機関のネットワークにより、障がい児者とその家族を支援するための仕組みや社会資源の開発、改善に向けて協議する場の開催と運営を行います。

### ○全体会、運営部会

- ・相談支援事業者の運営評価
- ・社会資源の改善、開発の提案の場の開催
- ・地域生活支援拠点事業（※各務原市安心生活支援事業）（令和3年度設置）についての円滑な運用と評価
  - ※介護者の急病や大規模災害等の不測の事態が起きた場合に備えて、障がい当事者に特別な支援ができる体制整備の事業
- ・日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価

### ○専門部会

- （おとな部会、こども部会、相談支援部会、権利擁護部会<令和6年度から>）
- ・定例会から出された地域課題等の解決の為、目的別に専門的な調査、検討、提案
- ・地域ニーズの情報の共有化
- ・「障がい当事者が語る会」「お仕事サポートフェア」「障がい者アート展」の企画、運営

### ○定例会

- （精神障がい者等地域包括ケアシステム検討会、医療的ケア児等支援検討会、就労支援検討会、強度行動障がい支援検討会、避難行動支援検討会、その他各種検討会）
- ・課題に応じて検討する場を提供
- ・困難ケース、親亡き後問題、介護保険移行予定者の検討、居宅介護支援事業所との連携の開催等

## (8) 高齢障がい者への対応

障がい者の高齢化に伴い、適切なサービスが受けられるよう地域包括支援センター等介護分野と連携し、介護保険へのスムーズな移行を目指します。

- ・「高齢障がい者連携会議」（令和3年度設置）の開催
- ・半年後に65歳の誕生日を迎え、介護保険の申請を行う可能性のある障がい者について、本人の了承を得て、地域包括支援センターと情報共有
- ・65歳以上で介護保険が非該当であった障がい者が要介護状態になった時を見据えての情報共有
- ・高齢養護者と障がいがあり、ひきこもりの子がいるケース等、一家で複数の被支援者がいるケースなどの困難事例について情報共有し、支援方法を考えます。

### (9) 地域生活支援拠点の安定的な運営

8050問題や養護者の高齢化や親亡き後等、緊急時を見据えて、関係機関が連携して、障がいのある方が安心して暮らせる体制を整えます。

- 養護者の病気や死亡等で自宅での一人での生活が困難になると予想される障がい者に対して、「各務原市安心生活支援事業」（令和3年度設置）への登録勧奨を行います。
- 市内、近隣市町村の障害福祉サービス提供事業者に対して、「各務原市安心生活支援事業」への登録について勧奨を行います。
- 緊急時の対応について、相談支援事業所の相談支援専門員とともに、予想されるリスクについて検証を行います。
- 障がい者本人の自立した生活に向けて関係機関と連携し、平時から支援を考えていきます。
- 「市障がい者地域支援協議会」の「全体会」にて、「各務原市安心生活支援事業」の評価を行い、情報共有します。

#### 【職員配置】

- 相談支援課長兼センター長（精神保健福祉士）
- 地域生活支援拠点コーディネーター（社会福祉士）
- 相談支援専門員（社会福祉士）
- 相談支援員（社会福祉士）
- 事務職員

# 各務原市福祉の里支援センター

## 1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

## 2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

## 3. 実施計画（目標）

### （1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

### （2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。

また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

### （3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

### （4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

## 令和8年度年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度保護者説明会（各施設ごと）</li> <li>・遠足（児童発達支援センター）</li> </ul>	
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事会</li> <li>・第1回理事会</li> <li>&lt;令和7年度事業報告・決算&gt;</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会（生活介護事業所（ほぶら））</li> <li>・スポーツ大会（虹t o友愛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時評議員会</li> <li>&lt;令和7年度事業報告・決算&gt;</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーデイ（児童発達支援センター）</li> </ul>	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加 （生活介護事業所（あすなろ）、虹t o友愛）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠足（児童発達支援センター）</li> <li>・グループ旅行（生活介護事業所（あすなろ））</li> <li>・社会見学（虹t o友愛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立30周年記念式典(10月1日)</li> <li>・第2回理事会</li> <li>&lt;理事長の業務執行状況報告他&gt;</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加 （生活介護事業所（あすなろ）、虹t o友愛）</li> <li>・グループ旅行（生活介護事業所（あすなろ））</li> <li>・外出支援（生活介護事業所（ほぶら））</li> <li>・社会見学（虹t o友愛）</li> <li>・インフルエンザ予防接種 （生活介護事業所（あすなろ）、虹t o友愛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の里ふれあい夢まつり(11月14日)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマス会（施設ごと）</li> <li>・ファミリーデイ（児童発達支援センター）</li> <li>・もちつき大会（生活介護事業所（あすなろ））</li> <li>・竹林救援隊ボランティアによる門松作り （生活介護事業所（ほぶら））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（新）外部（第三者）による評価委員会 （児童発達支援センター）</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初詣 （生活介護事業所（ほぶら）、虹t o友愛）</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分行事（施設ごと）</li> <li>・交流バス事業（虹t o友愛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席）</li> <li>・衛生委員会（健康管理医出席）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒園式（児童発達支援センター）</li> <li>・年度末式（生活介護事業所（あすなろ））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回理事会</li> <li>&lt;令和9年度事業計画・予算他&gt;</li> </ul>

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・訓練士会、看護師会…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会・身体的拘束適正化検討委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・感染症対策委員会（新型コロナウイルス対策含む）、人材育成検討会、（新）労務災害対策委員会…随時